第三章　事業再編の円滑化

第一節　事業再編計画

（事業再編計画の認定の申請）

第十二条　法第二十四条第一項の規定により事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項において「申請者」という。）は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　当該事業者（事業再編計画に現に事業を営んでいる関係事業者又は外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者又は当該外国関係法人を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二　当該事業者の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三　当該事業再編計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類

四　当該事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五　当該事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六　当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

3　事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十四条第三項及び第五十四条第三項において「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十七条第三項第一号及び第五十四条第五項において同じ。）又は監査法人の報告書

二　事業再編債権者（事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第五十四条第三項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三　個々の事業再編債権者の債権放棄額及び事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類

四　事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五　減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第五十四条第三項において「事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

4　第一項の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、三年を超えないものとする。

（事業再編計画の認定）

第十三条　主務大臣は、法第二十四条第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十八条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第24条第１項の規定に基づき同法第２条第11項に規定する事業再編を実施する者として認定する。」

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該申請者に交付するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第十八により、当該認定の日付、当該認定事業再編事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十四条　認定事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十五条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2　法第二十五条第一項の規定に基づき事業再編計画の変更の認定を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第十九による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書及びその写しの提出は、認定事業再編計画の写し（変更後の事業再編計画が新たに事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定事業再編計画の写し及び第十二条第三項各号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

4　第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業再編計画に従って事業再編を実施した期間を含め、三年を超えないものとする。

5　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十四条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十八条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第25条第１項の規定に基づき認定する。」

6　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十による通知書を当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

7　主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第二十一により、当該認定の日付、当該認定事業再編事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定事業再編計画の変更の指示）

第十五条　主務大臣は、法第二十五条第三項の規定により認定事業再編計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十二による書面を当該変更の指示を受ける認定事業再編事業者に交付するものとする。

（認定事業再編計画の認定の取消し）

第十六条　主務大臣は、法第二十五条第二項又は第三項の規定により認定事業再編計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十三による書面を当該認定が取り消される認定事業再編事業者に交付するものとする。

2　主務大臣は、認定事業再編計画の認定を取り消したときは、様式第二十四により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

第二節　特定事業再編計画

（特定事業再編計画の認定の申請）

第十七条　法第二十六条第一項の規定により特定事業再編計画の認定を受けようとする二以上の事業者（次条第一項において「申請者」という。）は、様式第二十五による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　当該事業者（特定事業再編計画に現に事業を営んでいる完全子会社が当該事業者の特定事業再編のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該完全子会社を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二　当該事業者の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三　当該特定事業再編計画を実施することにより、生産性が著しく向上することを示す書類